

長野市監査委員告示第15号

地方自治法第 199条第14項及び第 252条の38第 6 項に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

令和 2 年 8 月 25 日

長野市監査委員	西 島 勉
同	榑 原 剛
同	小 林 義 直
同	寺 沢 さゆり

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 包括外部監査（監査人 野本 博之）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和元年度の措置状況	担当課
<p>(意見) 3.1.1 長野市在宅介護者リフレッシュ事業補助金(報告書57ページ)</p>	<p>○他の補助金との統合 長野市社会福祉協議会に対する補助金は、本補助金のほか「社会福祉協議会補助金」がある。補助対象先が同一であるため事務の効率化の観点からは、要綱を改正の上、社会福祉協議会補助金で対応することを検討することが望まれる。 (高齢者福祉課)</p>	<p>在宅介護者リフレッシュ事業は、特定の企業からの寄付金の運用益を原資に、長野市社会福祉協議会が実施している事業で、不足分を長野市が補助金交付しているものである。そのため、当該事業への補助金充当を明確にする必要があることから、単独での交付が適当であるとの検討結果となった。 なお、長野市社会福祉協議会への補助金は複数の課から複数の事業に対して交付しており、総合的な検討が必要であると考え。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>在宅介護リフレッシュ事業補助金の交付決定を社会福祉協議会補助金ほかと合わせて福祉政策課において一括起案することで交付事務手順の効率化を図った。</p>
<p>(意見) 3.1.4 短期入所行動障害児等援護事業補助金(報告書66ページ)</p>	<p>○要綱の交付条件見直し 平成26年度に要綱を改正し対象を拡大したところ、補助対象者数は増えたが想定より障害者の利用割合が大きくなっている。担当課では、障害者については地域移行に基づき、グループホームや施設入所に移行する方向性のため、要綱の趣旨に鑑み、障害児7割、障害者3割程度が適当と考えている。現状、平成28年度は、強度行動障害者(児)の短期入所利用泊数を810泊として目標を設定している。事業の成果の指標としては、障害児7割、障害者3割を前提とすると、障害児567泊、障害者243泊となるため当該数値を目標として事業を運営しPDCAサイクルによる見直しを行うことが望まれる。 現在、障害者の受け入れについては、要綱に規定する障害者を受け入れられる「止むを得ない理由」により行っている。そのため、平成28年度の実績を受けて、要綱の見直しを行い担当課が目標とする障害児7割、障害者3割程度の水準達成に向けた対応が望まれる。 (障害福祉課)</p>	<p>交付要綱の見直しについては、平成28年度、29年度の実績を踏まえ、短期的には強度行動障害者を受け入れる「止むを得ない理由」の定義を見直し、長期的には障害者の受け入れに特化した新たな補助制度の構築を検討し、平成30年度以降の制度改正に向けて見直しを図る。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>事業の見直しに取り組み、対象事業所と協議した結果、令和元年度をもって事業を廃止した。</p>
<p>(意見) 3.1.7 社会福祉協議会補助金ほか(社会福祉法人長野市社会福祉協議会)(報告書76ページ)</p>	<p>○法人運営事業費の多事業費への配賦 法人運営事業は、社会福祉事業の地域福祉活動拠点に含まれているが、その他の拠点や公益事業を含めた法人運営を行っているものである。そのため、人件費等については、他事業においても負担すべきものであり、他事業の収支差額では充当しきれない分について補助すれば足りるものである。現在、社会福祉事業に計上されている法人運営費については、公益事業に配賦するとともに、社会福祉事業の中でも児童館・プラザ拠点、共同募金事業拠点、介護保険事業拠点等に配賦を行ったうえで、自主財源のない社協独自事業に要する経費として補助を行うことが望まれる。 (福祉政策課)</p>	<p>法人運営事業費の他事業費への配布については、減額の検討とともに、平成30年度以降の補助金額の協議の中で見直しを検討していく。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>今年度の補助対象経費に関し、法人運営事業費のうち、法人が雇用する子どもプラン担当職員人件費について、児童館・プラザ拠点に配賦し、補助見直しを行った。</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度 包括外部監査（監査人 野本 博之）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和元年度の措置状況	担当課	
<p>(意見) 3.2.1 太陽光発電システム普及促進事業補助金(報告書82ページ)</p>	<p>○終期等の設定 国の補助金が平成25年度に廃止され、それに連動して地方自治体の補助金についても改廃が進む中、長野市地球温暖化対策地域推進計画(平成26年4月改定)にある当面目標(平成28年度までに9,600件、38,000kW)を平成27年度において、既に出力では達成している状況である。 また、太陽光発電パネルの価格は下落傾向にあり、反面電気料金は上昇傾向にあることから、家庭での採算性は向上傾向にある。 以上を踏まえると、同補助金の廃止や、終期の設定等、改廃について検討すべきと考えられる。 (環境政策課)</p>	<p>平成28年5月に国が策定した「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガスを平成42年度に平成25年度比26%削減する目標を定めており、また、目標達成に向け家庭部門において排出量を約4割削減する必要があるとしている。 平成29年4月に改定した「長野市地球温暖化対策地域推進計画」では、これらを踏まえ、太陽光発電システムの設置規模について新たな目標(平成33年度までに53,000kW)を立てており、当該目標の達成に向け太陽光発電システムの普及促進を今後も図っていく。 太陽光発電システムの導入コストが下落傾向にあることから、平成29年度の補助金について補助単価及び上限額の減額を実施した。今後も導入コストの変動にあわせた補助金額の見直しを行う。 さらに、導入コストの下落が今後も続き、家庭での採算性が向上する等、補助金がなくとも太陽光発電システムの普及が見込まれる時期を目安に終期の設定を検討する。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>令和元年度は平成30年度に続き、補助金単価及び上限額を減額し、事業を継続とした。 令和元年度の補助実績としては、太陽光発電設備規模は、2834.67kWで、累計49,986.46kWとなった。近年の傾向と同様に推移すると、令和3年度の目標値53,000kWは達成できる見込みである。 本事業については、太陽光発電システムの設置費用が補助開始以前と比較して大幅に下落している。また、県による信州屋根ソーラーポテンシャルマップ(既存の建物の屋根ごとに、年間の日射量を計算して、太陽熱利用等の適合度をウェブサイト上で表示するシステム)の公開により、市民の太陽光発電及び太陽熱利用への意識が高まることが予想される。 設備の更なる普及が見込める状況を踏まえ、補助金としての役割は果たしたとみて、令和元年度をもって廃止とする。</p>	<p>環境保全温暖化対策課(旧環境政策課)</p>
<p>(意見) 3.2.2 太陽熱利用システム普及促進事業補助金(報告書85ページ)</p>	<p>○補助金額の見直し 補助金が開始された平成24年度以降、太陽熱利用システム導入コストは自然循環型が約4.6%、強制循環型が約4.9%下がっているが、交付要綱は補助金開始以降、見直されていない。補助金の対象経費となる、太陽熱システム導入コストの変動を勘案し、補助金額の見直しを検討する必要がある。 (環境政策課)</p>	<p>「住宅・土壌統計調査結果」(総務省統計局)によれば、太陽熱利用システムを設置している一戸建住宅の数は、平成20年に7,870戸であったが、平成25年には7,510戸に減少している。 太陽熱利用システムは、住宅で導入可能な再生可能エネルギーであり、エネルギーの変換効率が高いといったメリットがあることから、地球温暖化対策のために普及を促進する必要がある。 一方、太陽光発電システムにおける固定価格買取制度のような経済的メリットを生む制度はなく、現状では、太陽熱利用システム普及促進事業補助金が導入に対する大きな誘因となるべきである。 導入コストの下落を理由とした補助金額の減額を行えば、導入に対する意欲が下がり、補助金の効果が小さくなりかねない。 太陽光発電システムの普及は進む一方、現状では、太陽熱利用システムの更なる普及を図る必要があるため、補助金額の減額は慎重に考える必要がある。 導入コストに加えて、補助金の申請件数の推移や太陽熱利用システムの設置状況を考慮した上で、適正な補助金額を検討する。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>本補助金については、設置コストの低下に伴い補助額の見直しを行ってきた中で、令和元年度は自然循環型に対する補助額を減額して事業を継続した。 令和元年度の補助実績として、補助件数は37件(自然循環5件、強制循環32件)であり、累計368件となった。近年の傾向と同様に推移すると、令和3年度の目標値450件はほぼ達成できる見込みである。 太陽熱利用システムに関しては、設備の設置費用が本補助金開始以前と比較して低廉化が進んでいる。また、県による信州屋根ソーラーポテンシャルマップの公開により、市民の太陽光発電及び太陽熱利用への意識が高まることが予想される。 設備の更なる普及が見込まれる状況を踏まえ、補助金としての役割は果たしたとみて、令和元年度をもって廃止とする。</p>	<p>環境保全温暖化対策課(旧環境政策課)</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

平成28年度

包括外部監査（監査人 野本 博之）

指摘事項	当初措置状況 (29年度)	令和元年度の措置状況	担当課	
<p>(意見) 3.2.4 生活雑排水簡易浄化槽 清掃事業補助金(報告書90 ページ)</p>	<p>○下水道に接続可能な市民への補助金 現在、下水道の整備は概成に近づいているが、下水道に接続可能となった市民の簡易浄化槽清掃事業にも一律の補助金が支払われている。これは下水道に接続可能な簡易浄化槽利用者が、下水道に接続することなく簡易浄化槽を利用し続けることの誘因となり、多額の市費が投じられた下水道整備事業と政策的に整合していない。下水道に接続可能な市民に向けた補助金に関し、補助率の引き下げや終期設定等の方策を検討する必要がある。 (生活環境課)</p>	<p>下水道に接続可能な市民の簡易浄化槽清掃事業に補助金を支出していることが下水道整備事業と政策的に整合していないということについては、下水道整備途上で補助金に差を設けることは対象者の把握が困難であるという実務上の課題に加え、補助金の削減又は廃止による水質汚濁等の懸念から慎重な検討が必要と考えられる。そのため、次回の手数料見直しに併せて対応を検討してまいりたい。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>下水道接続工事費は平均85万円とのことであり、助成制度等があるものの多額の自己負担が伴う。生活雑排水簡易浄化槽清掃事業補助金は世帯平均で年間6千円程度であり、下水道接続を判断する際に補助金の縮小・廃止が影響する度合いは限定的なものと考ええる。また、未水洗の理由としては、経済的困難、老朽建物、借家などが挙げられ、仮に補助金を縮小・廃止する場合には、これらの世帯への特別な配慮が必要となる。 当該補助金は清掃事業者が申請し、清掃事業者へ支出する効率的な制度設計をしているが、世帯ごとに補助の対象・対象外を区分することになると、配慮を必要とする市民には引き続き補助対象となるよう申請していただく必要が生じる。手続きが煩雑となるとともに、対象・対象外となる世帯を正確に判定するための事務量が大きく増加するものの、それに見合う下水道接続促進の効果は不明である。 一方、補助金の縮小・廃止による処理手数料の値上げで、清掃自体を取りやめてしまい、中小河川に未処理水が放流される事態を招くことを大いに危惧する。 審議会では、水環境の保全のため、簡易浄化槽清掃事業に掛かる経費の50%相当を公益性に鑑み市が補助することが妥当と理解されており、当該補助金が河川の水質汚濁防止を目的としているという本来の趣旨に従い、環境保全施策として給付を継続する。</p>	<p>生活環境課</p>
<p>(意見) 3.2.6 保存樹木樹林診断・剪定 補助金(報告書95ページ)</p>	<p>○実績と効果の公表 補助制度の内容は市のウェブサイト等で公表しているが、補助金の実績、効果等についての公表はない。本補助金の効果を数値で表現することは困難だが、実績は「長野市行政地図情報」等を用いて公表することが可能であると考えられる。 (公園緑地課)</p>	<p>市のウェブサイトで補助制度の内容を公表しているページに「長野市行政地図情報」のリンクを設定した。本補助金の効果を数値で表現することは困難なため、交付した保存樹木・樹林については、今後、「長野市行政地図情報」などに反映させる方向で検討する。 (29庶第132号H29.6.5)</p>	<p>長野市ホームページへ平成30年度補助実績を掲載</p>	<p>公園緑地課</p>